

足立区技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢・職員数・平均給与等及びこれに対応する民間従業員の状況 <技能労務職>

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料 月額 円	平均給与 月額 円 A	対応する民間 の類似職種	平均年齢 歳	平均給与 月額 円 B	
足立区	49.8	476	369,370	463,972	-	-	-	-
うち 清掃職員	45.3	240	355,000	439,656	廃棄物処理 業従業員	43.3	299,800	1.47
うち守衛	55.6	13	400,900	527,738	守衛	60.7	316,900	1.67
うち用務員	56.6	113	394,900	512,451	用務員	53.9	227,200	2.26
うち 自動車運転	56.3	5	414,500	723,680	自家用自動 車運転手	58.0	342,800	2.11
その他	51.7	105	368,700	446,474	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、平成19年4月における給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、夜勤手当等の諸手当を合計したものです。ただし、通勤手当は含みません。

民間従業員の数値は、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省が発表。パートタイム労働者も含め全従業員の給料調査を行うもの）の平成16年～平成18年の平均です。

「その他」とは、調理員、電話交換手、環境技能、作業及び介護指導員等です。

足立区の職種と民間の職種等の比較にあたり、雇用形態（足立区は技能労務職員のみ。民間は一般労働者のほかパートタイム労働者も含む）、年齢、勤続年数、業務内容等の点において一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

区分	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳
全体(476人)	1	35	65	38	43	35	81	178	
うち清掃職員	1	30	57	33	35	18	23	43	
" 守衛							9	4	
" 用務員						3	29	81	
" 自動車運転						1	1	3	
" その他		5	8	5	8	13	19	47	

年齢は、平成19年4月1日現在です。よって、平成19年度中に60歳となる者(58人)は、56～59歳の欄に含まれています。

(3) その他給与に関する事項等

ア 給料表

足立区職員の給与に関する条例で定める行政職給料表(二)を適用しています。

イ 諸手当

扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給・夜勤手当、児童手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。なお、特殊勤務手当は次のとおりです。

手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
福祉事務所業務手当	身体障害者福祉法、老人福祉法等に定める生活指導等の業務を行うため家庭を訪問した介護指導員等	日額310円
清掃業務手当	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事した清掃職員	日額700円

ウ 昇給基準

毎年4月1日に、4号給(55歳に達した翌年からは1号給)を標準として、前1年間における勤務成績に応じて昇給しています。

2 基本的な考え方

技能職については、「定員適正化指針」に基づき退職不補充を継続しており、採用は行っていません。

給料表等については、国、他団体の給与水準との均衡を踏まえつつ、特別区の任用体系や職員構成を勘案して技能系・業務系職員の給与水準の見直しを図っています。

3 具体的な取組内容

- ・行政職給料表(二)について、給料月額を平成20年1月1日より平均9.0%引下げました。
- ・定年退職等における退職手当について、勤続期間ごとの支給率の一部を平成20年度より0.1~2.0月削減します。(平成20年度のみ、経過措置として0.05~1.0月の削減)
- ・特殊勤務手当について、清掃職員が年末年始に勤務した場合に支給するもの等を廃止しました。

4 その他

技能職の退職不補充に伴い、学校給食調理、学校用務、警備、自動車運転、電話交換、道路・公園の維持管理、し尿処理、一般ごみ収集等の業務について外部委託を行っており、今後もこれを進めていきます。